

育児のための主な制度概要

休業・休暇を取得したい

産前産後休暇

- 出産予定日を起算点として、産前 8 週間（多胎の場合は 14 週間）及び産後 8 週間の休暇
- ※産前 6 週間から産後 8 週間の間は社会保険料が免除されます

育児休業

- 一定期間の休業（子が 3 歳に達するまで）（無給）
- ※育児休業期間中は社会保険料が免除されます
- ※育児休業期間中は、雇用保険より育児休業給付金（～67%）が支給されます（子が 1 歳になるまで）
- ※保育所に入所を希望しているが入所できない等の理由がある場合は届出をすることで子が 2 歳になるまで育児休業給付金の支給対象になります

育児短時間勤務

- 所定労働時間より短い勤務時間（6 時間）での勤務（子が 3 歳に達するまで）
- ※短時間勤務中は、実労働時間分のみの給与を支給します
- ※定期昇給の算定は、通常勤務しているとみなします

育児時間

- 勤務時間の始めと終わりに各 30 分の有給休暇（子が 1 歳未満の女性職員）

子の看護休暇

- 日又は時間単位の有給休暇
- 1 年度に 5 日（子が 2 人以上であれば 10 日）（子が小学校に就学するまで）

超勤・深夜勤を避けたい

深夜勤務の制限

- 午後 10 時から翌日 5 時までの間勤務しないことが可能（子が小学校に就学するまで）

時間外労働の制限

- 時間外労働の時間数を、「1 月に 24 時間、1 年に 150 時間」までに制限することが可能（子が小学校に就学するまで）

所定外労働の免除

- 超過勤務をしないことが可能（子が 3 歳に達するまで）

《参考》

「パパ・ママ育休プラス」

両親がともに育児休業をする場合に、以下の要件を満たした場合には、育児休業の対象となる子の年齢が 1 歳 2 か月にまで延長される制度です。

- ①配偶者が、子が 1 歳に達するまでに育児休業を取得している事
- ②本人の育児休業開始予定日が、子の 1 歳の誕生日以前である事
- ③本人の育児休業開始予定日は配偶者がしている育児休業の初日以降である事

※ 1 人当たりの育休取得可能最大日数（産後休業含め 1 年間）は変わりません。

